

平成 28 年度 第 1 回財務・組織専門委員会 議事録

開催日時 平成 28 年 8 月 4 日（水） 午後 1 時 55 分から午後 4 時 02 分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2 階 会議室 2
出席委員 今郡利夫、高安俊昭、柳堀 弘、大槻邦夫、加藤義一、仲本 守、卯月秀一、
中山照明

定刻の通り、平成 28 年度第 1 回財務・組織専門委員会を開催。

委員総数 9 名中 8 名の出席により、過半数に達しているため本委員会が成立していることを確認した後、高安常務理事から挨拶がある。その後、各委員より自己紹介をいただいた。

経営改善計画策定指針に基づく行動計画（社協発展・強化計画）について、相良主査が「平成 28 年度 社会福祉法人助成金交付に至る経緯」の資料に沿って説明を行った。

○協議

（１）委員長・副委員長の互選について

本委員会設置要項第 5 条において「委員長 1 名、副委員長 1 名を委員の互選により置く」と規定されていたが、委員より事務局一任の声があったため、委員長には今郡委員、副委員長には仲本委員という内容を事務局から提案し、賛成 8 名、反対 0 名で議決された。

（２）計画（第 2 章 具体的な取り組み）の内容について

素案 P.3 の I 事業展開を支える財政基盤の強化「①会費収入の確保」について相良主査が内容説明を行った。

（事務局相良）会費収入につきましては、この後ご審議いただく共同募金、寄付金と合わせ、市民あるいは団体・企業など住民参加による財源をどう増やしていくか、より多くの方に支えてもらうための手段を考えていく項目となっています。会費収入につきましては、参考として素案 p10 に過去 6 年間の会員加入状況の推移が表にまとめてありますが、特に一般・特別会費については右肩下がりの状況にあります。

行政区加入率低下など複雑な問題がからんでいますが、一方で神栖市社協が法人化以来 30 年間動かしていない会員規程（一般 1 口 1,000 円、特別 1 口 5,000 円、法人 1 口 10,000 円 2 口以上）について、見直しを含め、より住民が参加しやすい会員加入の形を検討していくべきではないかという実施スケジュールとなっています。

具体的には、特別会員の会費額について幅を持たせることを 29 年度から検討、30 年度から

実施、また、会員種別に、新たに団体会員を加えることを29年度から検討していきたい、というものです。これは、企業や事業所などの会社組織を対象とした2万円以上の法人会員では金銭的にむずかしさがあるが、一般・特別会員の対象となっていない福祉団体やボランティア団体など、社協を構成する団体に想定した会員種別で、出来るだけ加入しやすい金額を設定することを29年度から検討するというものです。団体会員になっていただくことで、例えば社協の広報紙で告知ができる、また、全国社会福祉協議会が窓口となっている、社協の構成員を対象とした「在宅福祉サービス損害補償」などに加入できる、などのメリットが考えられます。本会は社会福祉法人ですので、会員である・なしでサービスに差異を設けることはできません。その中で、特典が開発できるのかという検討を30年度から始めていきたいと思えます。

欠席した坂下委員から届いた意見書を事務局（相良）が読み上げた。「①特別会費の会費額については、2,000円から10,000円までと、法人会員まではいかないが、少し上限を上げても良いのではないかと。会員特典については、具体的に何が良いかということは思いつかないが、付けることによって会員獲得につながるのではないのでしょうか。」

—質疑—

（仲本委員）社協の財源で最も大きいものは、会費収入です。法人化以来30年間、会費額は動いていないそうですが、本来、その見直しは10年刻み位ですべきではないかと私は思います。

たとえば、これまで5,000円だった特別会費に2,000円から5,000円までの幅を持たせると、これまで5,000円払っていた特別会員のうちから2,000円に切り替えます、という方も出てくると思います。逆の発想で、5,000円から10,000円の幅を持たせたり、一般会費1,000円を1,500円から上げたりするなどの見直しが一番確実だと思います。

（中山委員）今、一般会員は自治会に協力してもらって、加入してもらっています。なんでうちの自治会は1,000円取られるのか、うちは一銭も払いたくないという方もいます。僕は、大事なのは、会費額ではなく、自治会に入ってなくとも、社協の思いに市民のみなさんが共感するところがあれば、供託できるという仕組みをどのように作っていくか、これに注力していくべきだと思います。特別会員については、幅をもたせることを検討するのは良いと思います。

（事務局橋田）一般会費は変えずに、まず特別会費について2,000円から5,000円の幅を持たせるといような案を作った理由は、中山委員がおっしゃったように、一般会員加入について、多くの世帯に理解していただくということが大事になってくると思いますが、一般会費の減少をどう食い止めていくかについては、社協だけの努力では難しいと思うからであります。行政区の加入率そのものが50%を切ってきた中で、行政区に加入している世帯に共通の金額として出していただけの金額が1,000円位という結論に達したことが一点、一般会員に

なっただいてる世帯のうち、あと1,000円追加すれば特別会員になれると考える世帯が少しでもあるとするならば、特別会員に移行する世帯も出てくるのではないかと考えたのがもう一点です。毎年、行政区に加入していない世帯で、社協の広報紙を見て社協窓口に会員登録していただける方がいますが、2口2,000円をいただくことがあります。一般会員から特別会員に移行しやすい金額ということで特別会費に幅を持たせることを考えてみました。

行政区に入っている世帯、入っていない世帯それぞれにどうアプローチしていくのか、きちんと議論していかなければならないと思っています。29年度中には理事会、評議員会で規程改正のための議決をいただけるようなスケジュールで、一般会費の幅、特別会費の幅を含めてご協議いただけるような場を作っていただければありがたいと思っています。

また、今回の会費収入増をめざす取組みとしては、次回の財務・組織委員会の中でもお考えいただき案を出していただきたいと思っています。

(中山委員) 収入の確保というのであれば、申し訳ないのですが、試案があるなら、今の会費額がいくらで、会員を1割増やしていくらにしたい、それによって3%から5%総収入が増えますよ、という試算を出してほしい。金額も何も無く、どうでしょうか、と言われたって皆さん検討できますか。お金の問題で金額がないのはいかがなものか。去年の実績は正しい金額なので、それがこうすればこう変わる、どうですか皆さん、という試算を一度出してほしい。

(今郡委員長) 会費は、行政区頼みになっています。行政区内で集まって会議をやると、班長は毎年変わります。区長さんがどういうふうに言うかによって、班長の対応も変わって来ると思います。

ただ、社協の寄付ですよ、例年通りお願いしますよと回ってくる。多分そういう行政区の方が多いと思います。そうしますと、頼み方によっては1世帯2,000円で加入してくれるところも集めることもできるのではないかと思います。行政委員会議の中で、厳しい時代に入っているの、皆様からも協力をいただき、地区の社協を持ち上げていきたいと思いますとか、そういうような説明をしてはどうでしょうか。PRの仕方次第だと思います。

(卯月委員) 行政としても、今、行政区に入っている人が減ってきているというのは課題となっています。どうしたら行政区に入ってもらえるかということで、いろいろ思案している状況です。その中で、一般会費が収入の中で大きな割合を占めている中で、一般会員を増やすことも必要なのでしょうけれども、このままいけば減少していく可能性があるものを、いかに食い止めるか、ということも計画の中で必要になってくるのかな、また、素案の中で目標値を書かなければ評価ができないと感じました。もう一点、会員特典の検討を30年度から始めるとありますが、29年度から行わない理由とは为什么呢。

(事務局橘田) 会費額の変更を考えるというのであれば、その特典もセットで考えることになると思いますが、特典まで含めて全て一気に見直しができるかという思いもあり、時期をずらした部分もあります。前倒しして、特典も29年度から検討します。社協は互助会ではないので、会員になった人たちだけのための組織ではなく、社会福祉法人としてのあり方を逸

脱するような特典をたくさん作ることはできないのですが、何か考えて、会員になる利点を開発していきたいと思います。試算についても、特別会費の額に幅を持たせた場合の予測値を委員の皆様にご提示させていただき、改めてご協議いただきたいと思います。

(仲本委員) 中山委員のおっしゃったように、行政区に加入していない人に社協会員として加入してもらうかに話移ってくると思います。会費、共同募金、様々なことに関わってきます。

(事務局橋田) 行政区未加入世帯が増えていることは事実でして、それが会費の減少に重なる部分もありますから、会費収入がV字回復するとは考えにくいのですが、行政区加入率減少を掛け合わせた上で、何もしなかった場合の会費収入と、変更した場合の金額を試算し、目標値として提示させていただきます。

(柳堀委員) 特別会員特典については、特別会員の加入履歴をデータで残し、いざサービスを受ける段になって集めていただくときに手厚いサービスが受けられる、とした方が良いと思います。

(大槻委員) 社協が何をやっているところか市民に伝えることが、会費確保の上で大切だと思います。

(中山委員) 社協の事業を伝える広報紙も、新聞を取っているところには入りますが、新聞を取っていない世帯も増えており、PRが難しくなっています。

他に質疑はなく、①会費収入の確保に関する実施スケジュールに会費額変更による試算を付けることで議決された。

素案P.3の「②共同募金の増額」について相良主査が内容説明を行った。

(事務局相良) 共同募金につきましては、平成25年度以降、目安額を設けたり、各行政区等しく戸別募金をお願いしたりするような、強制感の伴う形での協力依頼はしていません。行政区に、神栖市内に設置した募金箱の設置店が掲載されたチラシの回覧は依頼しましたが、戸別募金の実施については、行政区の判断にお任せしており、27年度は、8地区の協力がありました。神栖市社協としましては、行政区のイベントに募金箱を置いていただけるように呼びかける、地区の予算からできる範囲で協力していただく、などのスタイルを91行政区を28年度から訪問し、提案、お願いをさせていただきたいと考えています。

募金箱募金、職域募金についても、協力していただく市内の事業所を増やしていきたいと考えています。職域募金につきましては今年度、法人会員加入依頼のダイレクトメールを送る際、紙製の組み立て式募金箱を同封しました。依頼数が500件以上ありますので、今後、29年度は50社、30年度は75社、31年度は100社と、強気の目標額となっています。

—質疑—

(卯月委員) 行政区への依頼については、募金であることから、なかなか目安額を設けることが難しい部分もあると思うのですが、計画であれば、目標額が必要になると思います。

(事務局相良) 共同募金につきましても、実施スケジュールと併せ、収入目標額を設定し、再提出をさせていただきたいと思います。

(今郡委員長) 募金額は自由で、平成 24 年までのような戸別募金に戻すことはできないのでしょうか。

(事務局相良) 神栖市社協としましては、戸別募金の復活というような形ではなく、行政区がこれだったら取り組めそうだと、思える参加の形を喚起、PRしていくことを考えています。

(仲本委員) 神栖市での取り組みについて、茨城県共同募金会からどのような意見がありましたか。

(事務局橋田) 神栖市支会の保立会長を県共募の会長が訪問し、神栖市の実績が減少したので戸別募金を復活してほしい、というお話を直接したという経緯があります。その際、行政区加入率減少などの課題があり、時間はかかるが、努力をするという回答をしています。

28 年度の支会事務局長会議終了後、県共募常務理事との面談があり、既に M 市、H 市では、行政区が解散するところも出ており、そんな中で募金の目標額だけが年々上がっている。配分する団体をもう一度考え直します、とお話しいただいています。全国的に戸別募金の維持が難しくなっている中で、県共募としては実績を上げる努力をしていただきたい、としか言えないので、がんばってほしい、とお声掛けいただきました。

他に質疑はなく、②共同募金の増額に関する実施スケジュールは原案の通り計画とすることで議決された。

素案 P. 4 の「③福祉活動基金の効果的活用」について相良主査が内容説明を行った。

(相良主査) 27 年度末で 1 億 4,200 万円保有している福祉活動基金について、その取崩しを何年掛けて行っていくかの検討を 29 年度から行い、効果測定を 29 年度決算をもとに 30 年度に行うスケジュールとなっています。

— 質疑 —

(柳堀委員) 基金の財源は、どのように構成されているのでしょうか。

(事務局相良) 寄付金のうち、その年の事業に使用されなかった部分ですが、積立が最後にされたのは平成 21 年度です。平成 22 年度以降は東日本大震災の影響を神栖市も受け、事業費・運営費の助成がされなくなったことから、積立ができていない状況です。

(中山委員) 慎重にしないと、法人の継続性が保てません。新規事業など、市民の皆様が認めるものに使わなければならないと思います。

(柳堀委員) 基金を取り崩せば、社協の助成金が減るとというのが市の目的でしょうか。

(卯月委員) いえ、社協がこれまで以上に事業を展開するなら、これまで以上の助成も考えられます。

他に質疑はなく、③福祉活動基金の効果活用に関する実施スケジュールは原案の通り計画とすることで議決された。

素案 P.8 のⅢ 時代に即応した組織の構築「①理事会等基幹的会議の機能強化」について相良主査が内容説明を行った。

(相良主査) 発展・強化計画策定委員会を、現役員の任期満了・改選後に経営委員会に発展させること、②30年度から評議員の研修実施、③役員の責務・業務量に応じた報酬・費用弁償体制の見直し④社会福祉法人制度改革に伴う評議員の任期変更、⑤定款変更をするものです。

—質疑—

(今郡委員長) ②の報酬、費用弁償体制の見直しは、役員、評議員の3,000円の費用弁償を見直すということでしょうか。

(事務局相良) 今回の社会福祉法人改革により、重くなる理事、監事、評議員の責任の程度と、実際の業務の実態に即した報酬体系の見直しと言うこと、現行の金額が適切なのか、検討をするというスケジュールです。

他に質疑はなく、①理事会等基幹的会議の機能強化に関する実施スケジュールは原案の通り計画とすることで議決された。

素案 P.8 「②事務局体制強化」について相良主査が内容説明を行った。

(事務局相良) 各職員の業務量を測定し、この後の人材育成、給与体系を検討していく上で基礎資料とします。質の評価などは難しい部分がありますが、まずは業務量を数値化していきたいと思います。もう一つは、神栖市社協が担うべき業務に対し、必要な職員数を明らかにし、できれば中長期的な配置計画を検討するスケジュールとなっています。

(仲本委員) 職員の定数を定めるということですか。

(事務局橋田) 定数を定めるのではなく、業務が増えた場合、それに見合った職員数を確保しなければならないということです。たとえば、28年4月から開始した法人後見活動は、既に受任が2件あり、さらに増える見込みです。現在は職員が兼務で実施していますが、いずれは人材が不足します。そういった時に柔軟に理解を得られるしくみを作りたい、とい

うことです。

(仲本委員) 結局のところ、職員設置助成金をどう確保するか、につながってくると思います。

(卯月委員) 助成金については、市民のメリットと合わせて協議していくことになると思います。

(中山委員) 人事評価は難しい部分がありますが、まずは効果測定が大事だと思います。効果測定の手法を定めると良いと思う。それによって必要な職員数が決まってくるのではないのでしょうか。

他に質疑はなく、②事務局体制強化に関する実施スケジュールは原案の通り計画とすることで議決された。

素案 P.9 の「③人材育成」について相良主査が内容説明を行った。

(事務局相良) 全国社会福祉協議会や日本社会福祉士会が主催する研修に職員を参加させるとともに、市で始まる人事評価制度を参考にしながら人事評価制度を 30 年度から実施するスケジュールとなっています。

—質疑—

(中山委員) 企業では、毎年見直しながら人事評価を実施しています。完璧なものはありません。だから、29 年度から始めてはどうでしょうか。

他に質疑はなく、③人材育成に関する実施スケジュールは、人事評価制度を平成 29 年度から実施に変更することで議決された。

素案 P.9 の「④職員の給与体系・水準のあり方の検討」について相良主査が内容説明を行った。

(事務局相良) 社協職員の給与・昇給につきましては、神栖市職員課にデータをお渡しし、神栖市職員に準じているか、過去に遡って確認をさせていただいているところです。また、他市町村の社協職員の給与について、29 年度に調査を行います。

—質疑—

(卯月委員) 市職員課による給与の確認後、異なっていたらなった場合、どのように精算しますか。

(事務局相良) 差異があればその時点で遡及し、精算を行います。

他に質疑はなく、④職員の給与体系・水準のあり方に関するスケジュールは原案の通り計画とすることで議決された。

（事務局橋田） 本日の協議事項につきましては、事業・組織専門委員会の結果と合わせて事務局で取りまとめ、8月31日の理事会で中間報告をさせていただきます。第2回目の専門委員会につきましては、10月上旬から中旬を予定しております。次の専門委員会を最終回として委員の皆様には行動計画の最終案について検討していただく予定としておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもって、平成28年度第1回財務・組織専門委員会は終了となる。